

# 満州国協和会による地域支配と農民社会

## —土地問題・恩顧関係・開墾過程の変動—

### 博士論文の要約

ドルネッティ・フィリッポ

本論文では、農村史と地域史の視点から1930年代満州国協和会の組織的な特徴、被統治民族の加入メカニズムと関連させて農村社会における協和会の活動内容とその歴史的な意味について考察した。従来、協和会の組織的な変遷に焦点を当てた鈴木隆史と平野健一郎の研究は、満州国や協和会の組織上部の政策的な推移を重視して、満州国協和会が同組織の官僚化の過程によって同志的団体から「国民組織」へと再編されたと指摘した。そして同研究は、経済統制政策が実施されてきた1936年以降には、行政権力機構と協和会との二位一体の確立を通じて、大政翼賛会に類似した満州国の戦時ファシズム支配の組織的基盤になった、という通説的な協和会に関する歴史像を提供してきた。他方、1980年代以降に満州国の地方統治機構について論じた研究は、地域社会における協和会の活動の実態に焦点を当てることで、従来の協和会の歴史像を修正した。塚瀬進は農村社会における協和会の活動が事実上に開始したのはその設立直後ではなく、30年代後半であったと指摘した上で、同組織の浸透程度の限界を強調した。さらに、満州国の地方行政の変遷とその制度的な特質を解明した奥村弘の研究によれば、協和会が1937年に導入された街村制の指導・育成の地位を占めたが、国民隣保組織が確立された1940年代には協和会が地方統治

制度から事実上に排除されたということであった。

近年の実証的な研究を踏まえて、本研究は農村社会における協和会の浸透過程の実態とその歴史的な意味を考察することによって、変わりつつある協和会の「歴史像」を再検討してきた。まず、協和会の浸透程度という課題を検討する際、協和会運動の先進地域といえる奉天省撫順県の事例を取り上げて、協和会会員の大半をしめた被統治民族の加入メカニズムを、組織末端の会員と活動に焦点を当てて内在的に検討してきた。撫順県は満州において協和会運動がもっとも典型的展開した地域の一つであり、他地域のモデル・ケースとして扱われていた。そこで、第3章では、満州国協和会の組織末端に関する検討を、撫順県の事例を中心にややくわしく行った。さらに、第5章では撫順県協和会の組織的な特徴と農村社会における撫順県協和会の地域的展開の在り方を、通化省輯安县、吉林省榆樹県、濱江省雙城県の3県を対象に比較分析を通じて再検討して、撫順県の事例はどの程度一般化できるかを明らかにした。協和会への組織化は、満州国行政権力のみではなしえない、その地方の解決の難しい社会問題や紛争の調停への「解決」能力にかかっていたことは、すべての県に共通にみられる。ただし、撫順県を除くと、協和会運動は満州国の地方行政組織の補完的機能をはたしていたことが明らかになった。加えて、農村社会への満州国協和会の浸透過程の動態を解明するに当たって、被統治民族の農民が末端の協和会へどの程度加入したか、彼らがなぜ協和会に加入したかを解明することは、本論文の特徴である。特に、中国東北部の農業史・移民史を踏まえ、土地の権利関係（第1章）と家族形態（第2章）を長期間的に検討した上で、協和会会員になった農村有力者、小規模の土地所有者、朝鮮人小作人（第4章）は、協和会をいかに認識したことを解明してきた。

従来の満州国統制経済史像と異なり、山本有造は日中戦争期の満州国におけ

る農業生産が拡大傾向を見せたことを明らかにした。以上の満州国の統制経済の再検討の中、植民地下の日本と中国との間の「提携」の場所として機能した地方商工業団体、中間団体が中国東北部経済にいかにかに寄与していたかは、近年重要な課題となった。第4章では、近年の太平洋戦争期の満州国における農作物集荷「満州産業開発五カ年計画」の軍需品の対象となる米に焦点を当て、満州国の経済政策の実施に対する協和会の活動の意味という課題を取り上げた。特に、撫順県の事例を中心にし、満州国政府が決定した水稻生産の拡大という目標に対しては、協和会の活動がどの程度寄与できたかを検討してきた。

以下、各章が明らかにしたことを相互の関連に留意しつつ簡単にまとめ、達成された研究市場の成果と論点を明示したい。

## 第1節 各章の概要

本研究の「**第一部 中国東北部における近代的土地制度の成立とその諸問題—協和会活動の歴史的前提—**」では、協和会の浸透過程の歴史的前提として中国東北部農村社会の変遷を動的に解明してきた。特に、土地所有と家族の形態に焦点を当て、清朝末から満州国期にかけての長期的な期間にわたる、満洲の農村社会の変遷を明らかにしてきた。これによって、協和会活動の重要な位置を占めた農村有力者（大地主・商人）と、協和会会員の大半を占めた小規模の土地所有者に焦点を当て、被統治民族が協和会の活動をいかにかに認識し、協和会に入会してどのような動向を遂げたかという課題を明らかにしてきた。

まず、「**第1章 清末・民国期における土地税制度改革と土地所有保証の再編**」では、土地税制改革の政策的展開を検討した上で、撫順県の事例を中心に、土地改革の実態と、同改革の実施による土地習慣の変容を解明した。本章

で明らかにしたように、1910年から30年代にかけて奉天省では改革の重点であった土地測量、土地の民営化、官有地の経営合理化の展開がかなりの程度進展してきたが、土地登記は未完成であったことが判明できる。清朝期に官有地が支配的であった撫順県では、官地払下を通じてかつて八旗制のもとで地方行政によって公認されない形で土地を使用した農民や小作人は、土地払下の際に発行した地券により土地の所有権を確保する条件が与えられた。清末・民国期の満洲における土地税制改革の実施によって、近世中国東北部で成立した農民的所有秩序が著しい変化を遂げた。すなわち、土地改革以降に土地売買契約と地券に基づいた土地所有保証の二重構造が成立した。この新しい土地保証制度は公式・非公式の土地所有の裁きによって事実上の公認によって確立された。そして土地所有保証としての地券の利用が根付いた背景には、土地改革以降における土地慣習の変容と土地に関する紛争の頻発があった。以上の新たな土地所有保証の成立は二つの結果をもたらした。第一に、土地所有保証としての地券の問題のため、土地所有はさらに不安定になった。第二に、こうした土地所有の公証制度が確立する中、地券の適切な鑑定を行えた奉天省政府の土地整理事業機関と植民地支配機関は紛争の調停事業を担当することになった結果、紛争調停から排除された農村有力者は農村における権力関係の一つの柱を奪われた。

「第2章 刻家族化、所有地の零細化と地方有力者の動向（1870～1940年代）」は、農家の分家発生度の変容を注目して、19世紀末～20世紀前半の長期間にわたって満洲の家族の展開と小農の形成を再検討する。本章から分かるように、1910～40年代間の撫順県における規模別耕地所有農家に関する統計は、50畝以上の相対的大規模な農家が4割から5%未満著しい減少を示すとともに、30畝未満の小農が35%から75%へと増加を示す。こうした所有地の小

規模化の傾向の条件としては以下の二点を指摘した。第一に、第1章で見たように、清末・民国期の土地税制改革の実施による官地の民営化によって小規模の土地所有が公認されてきた。そこで、1910・20年代において小規模の農家の割合が急に増加した背景には、土地測量の進展にともない、土地調査による土地分割の把握が深化したことである。さらに、小規模の土地所有が増加した背景には、清末以降における中国東北部では家族制度史上の重要な展開があった。すなわち、清朝末の八旗制度の解体による長男子相続制の停滞、分家の自由化、農家の流動性の増加が19世紀末から家族分割の発生度の上昇を引き起した。家族の分家の進展は、撫順県を含めて近代中国東北部における土地小規模化の重要な要因であった。こうした20世紀前半における土地所有の小規模化は、農村の階層関係の画期的な展開を反映していた。すなわち、分家の際に決定された家産の分割のため、草分農家の経済的基盤は著しく縮小した。そこで、第1章で解明した紛争調停の事業から排除されたとともに、草分農家が従来足していた農村有力者として政治的な優位性が損なわれた。さらに、所有地の小規模化は、20世紀前半の満州における農作物構成の変容をの原因であった。本章で解明したように、流通機構が発展している地域では、所有地の小規模化傾向は農家に土地利用の合理化・土地の生産力の増加を促進した。撫順県の場合、こうした動向がいくつか地方での水田開発の要因となった。

第一部で解明したように、協和会が組織活動していた1930年代に、従来に農村有力者の地位を占めた大地主と商人の宗族の子孫は、分家の際に家産の分割のためその経済的な基盤が縮小してきた。さらに、地券の利用の浸透に連れて、土地紛争の調停が満州国の土地整理事業機関などが行う専門的な作業になった。そこで、農村有力者の宗族が土地紛争の調停事業から排除され、農村内の信望を失った。こうして、第3章で明らかになるように、協和会が活動し

ている 1930 年代に権力の経済的・政治的な基盤が著しく損なわれた農村有力者は、協和会の組織末端の職員になり農村内の権力的な地位を安定化させようとした。さらに、地券によって土地所有権の公認に与えられた多数の小規模の所有者は、協和会への入会によって「所有権不統一」などのため不安定になった土地所有を確保しようとした。

「**第二部 土地問題と農村社会への撫順県協和会の進出**」では、上述した近代満洲の農村社会の文脈の中、その組織的特徴と活動内容と関連させて撫順県協和会の浸透過程を考察する。特に、土地紛争を解決する「問事工作」などの協和会の活動内容と、撫順県協和会弁事処と地方の在満日本人の経済界との関係を検討した上で、農民による協和会への加入メカニズムの実態を明らかにした。次に、第二部では協和会がかなりの程度浸透した撫順県の事例を取り上げて、満州国政府の経済政策に対して協和会運動の活動がいかなる意味をもっていたかという課題を取扱う。その際、満州国政府が要求した撫順県における水稻面積の拡大に対して、撫順県協和会が設立した「協和民水利合作社」がどの程度寄与出来たかを検討してきた。「**第 3 章 「公益事業」と農村社会における協和会の展開**」は、1932～43 年奉天省撫順県農村部における満州国協和会の展開過程の特質とそれに対する農民の動向を、組織史・地域史の視点から明らかにしてきた。協和会の県レベルの機関・弁事処が 1932 年～36 年の間には「農村経済救済工作」の目標を掲げて多様な工作を実施したが、その工作に対して多数の農家は積極的に対応して協和会に加入した。1937 年以降には、日中戦争体制下で協和会の組織末端が政変された中、協和会は撫順県における農作物流通統制を管理する機関となり、1930 年代前半期において盛んであった農業経営の改善方策の進展という機能が弱まった。それにもかかわらず、協和会からの会員の著しい退出が確認できず、農民は協和会分会の政策展開への不満を

発言したり、農村有力者は「農村の振興」工作の復活を請求した。農村部社会への協和会の進出過程には多様な主体が協力した。統治側では、協和会に協力した撫順実業会は大豆の出回りを拡大しようとしたが、撫順炭礦は1932年の反満抗日ゲリラの攻撃のあと、治安の回復と維持を目指した。農村側では、村内有力者は協和会との協力によって動揺してきた権力関係の安定化を求めたが、その従属する農家は不安定な経済的な状況の中、農家経済の支持を掲げた協和会に積極的に参加した。協和会と被統治民族との間の接触は農村内の権力関係を再生産し、撫順県協和会のリーダー・丸川順助を中心にした恩顧主義的な関係の形をとった。以上の撫順県の事例を判断すると、先行研究と異なり、協和会運動は30年代前半に積極的に農民の組織化を実施したことが分かる。さらに、協和会内の上意下達の伝達メカニズムを重視した先行研究と差異にし、協和会の組織末端は、管轄地域に対する調査に基づき、地方の日本人経済界との強力を受け自立的に活動内容の立案過程とその実施を行った。

次に、「第4章 農業用水利をめぐる民族的対立と協和会の媒介 - 撫順県を中心に」は、撫順県を事例として、1910年代から1940年代にかけての中国東北部における水田化の実態と農業用水利経営を規定する制度的展開の特徴を、河川の自然的条件にも留意して明らかにした。特に1930年代の撫順県において満州国下の水利組合の設置過程を明らかにし、地方の水田化に対する水利組合の役割について考察した。まず、第1節では撫順県を流れる主な河川である渾河の特徴に関して考した。第2節の課題は、撫順県における水田化の実態を、数量的考察を通じて解明することであった。第3節では、上記で明らかにされた水田開発を、水利運営の側面から説明した。特に3節では、張作霖政権期から満州国の敗戦直前にかけての奉天省の農業用水利運営の史的展開の中で進められた、撫順県の水利組合の結成過程と、水田開発に対して水利組合が

どの程度寄与していたかを明らかにした。本章の結論は以下のである。1910・20年代には奉天省公署が奉天省水利局を設立して水利局が主導する農業用水利運営制度を確立したが、満州国設立直後には、水利局が廃止され撫順県では農業用水施設の自生的な運営（水利組合）が試行的に導入された。しかし、河川治水事業の限界と水利組合の営業問題のため、1940年代に入ると治水と農業用水経営は中央主権化の途を辿った。先行研究によれば、協和会は満洲社会において浸透できなかったため、経済統制化政策の実施過程から事実上排除されてきた。こうした協和会の捉え方と異なり、第4章が示すように、協和会がかなりの程度農村社会に浸透した撫順県では、協和会系の水利合作社の営業問題のため、1910年代から発生した水稻面積の拡大過程を妨げた。すなわち、協和会が満州国の経済政策の実施過程に十分に寄与できなかった原因は、協和会の農民組織化の未完成ではなく、同運動内の農業などの技術的な限界にあった。

最後に「**第三部 協和会分会の比較的分析**」では、以前に研究対象となった撫順県協和会の組織的な特徴と農村社会内のその展開過程は、満洲の他の地域でどの程度一般化できるかという課題を取扱ってきた。特に、「**第5章 協和会分会の比較的分析**」では、通化省輯安県、吉林省榆樹県、濱江省雙城県の3県を対象に検討して、農村社会における撫順県協和会の地域的展開の在り方を比較史的に考察した。本章で明らかになったのは、満洲における協和会の浸透度と組織力の多様性である。特に、撫順県の位置している南満州鉄道沿線地帯は、協和会が最も多い会員数を獲得できた地域である。その次に、協和会がもっとも浸透した地域は、南満州鉄道沿線地の周縁地にあり、その次に三江省、間島省などの満洲東側に、最後に興安省などの満洲西側にあった。本章で行った比較分析では撫順県協和会の特異性が目立つ。他の地域と異なり、撫順県に



において協和会が多数の会員を獲得できた原因は、撫順県協和会は日系実業者・満鉄との協力のもとで、県レベル協和会の大きな収入源確保→多様な農村救済政策→村レベルの有力者による土地問題の処理→分会への組織化というルートを介して活動できたことにある。他方、撫順県協和会は本章で検討した他の事例といくつかの類似点を表している。まず第一に、他の地域においても、協和会への住民の参加は「上から」の暴力の施行のもとで行われず、協和会が「問事工作」などの住民の要求に対応しようとした工作によって住民に入会インセンティブをあげたことで可能となった。第二に、撫順県の協和会と同様に他の地域でも、協和会運動による農民の動員力が地方機関の固有の努力・能力に規定されていた。第三に、撫順県の他の地域でも土地問題が農民の日常生活を不安定化させている中、協和会による土地紛争の取扱いは同組織による地方社会への浸透の原因の一つであった。以上の点では、協和会の浸透度合の多様性にもかかわらず、研究対象となった各地域でも農村社会において協和会が浸透する条件は、その組織末端の組織力にあった。

## 第2節 本研究の成果

本研究は、満州国協和会への被統治民族の加入メカニズムと関連させ、協和会組織末端の官僚と農村部の会員のそれぞれの意識・行動の視点から、満州国協和会の活動を歴史実証的に解明するものである。具体的には、協和会末端の活動の軌跡に焦点をあて、①県レベルの組織指導者がどのように会員を獲得していたのか、②被統治民族の農民が協和会を如何に意識し、協和会活動が農家経済に対していかなる意味を持っていたのかを検討した上で、③農村社会への協和会の浸透と満州国による農業経済政策に対する同組織関与の実態を明らか

にする。

この課題のために、本研究は、分析視角と研究対象を以下のようにしぼった。第一に、協和会による被統治民族の加入メカニズムを検討する際に、協和会の組織上部における政策の決定過程と協和会内の上意下達の伝達回路を重視した先行研究と異なり、研究対象として撫順県協和会の事例を中心にし、地域史と組織史の視角から協和会末端の組織的特徴とその活動内容を解明した。第二に、協和会に対する被統治民族の農民の認識を解明するため、協和会の組織末端の職員であった大地主・農村有力者と協和会会員の大半をしめた小規模の中国人土地所有者（第1章と第2章）と朝鮮人小作人（第4章）に焦点を当てた。特に、土地制度と家族の形態の変遷を中心にし、清朝末から満州国期にかけてという長期間にわたる、農村社会が遂げた社会経済的な変容とそこから生じた諸問題を検討してきた。第三に、満州国の経済政策に対する協和会の寄与を解明するため、「満州産業開発五カ年計画」において増産政策対象となる米と米作に必要な水利事業を取り上げた。環境史と農業史の視点から20世紀前半の撫順県における水利事業の展開の中、協和会が設立した水利合作社の位置付けを解明した。

以下、この課題に対する本研究の成果をまとめよう。

### **（1）農村社会における協和会の浸透過程と協和会の組織力**

満洲社会における協和会の浸透程度と植民地支配機構におけるその位置付けという二つの論点に関しては、近年の協和会史研究者は従来の評価を変えて、協和会の過大評価を戒めてきた。特に、風間秀人は1942年の隣保組織の設置によって協和会運動による農民の組織化が村レベルまで下降し、満州国農村支配

の中心的な位置を占めるようになったと1980年代に指摘した。しかし、近年では、塚瀬進は農村部における協和会の浸透程度がかなり限られていたと指摘し、奥村弘は40年代において協和会が満州国の地方統治制度から排除されたと指摘した。こうした研究史の変遷に対して、本研究は多くの農村社会資料と協和会の分会資料に基づいて、農村社会への協和会組織の浸透程度に関しては著しい多様性を有していることを明らかにした。例えば、満洲青年連盟の支部が集中していた奉天省では、満州国設立直後に協和会は活動を開始し、最も多い会員数を獲得できた。他方、満洲西側の興安北省、興安南省などの場合、協和会の地方機関は30年代末に設立され、組織化できな住民は限られていた。こうした協和会運動と協和会組織の浸透の多様性の要因は、協和会の中央機関や協和会省本部が住民の組織化に関して特定の地域に重点を置いた結果よりも、各地域の県・村レベル協和会の指導者・メンバー構成などの組織力にあった。

まず、撫順県の事例を中心にし、協和会への農民加入のメカニズムを検討しておこう。撫順県では協和会による農民の組織化事業が協和会設立直後から開始した。1932年～36年の間に協和会は、「農村経済救済工作」の目標を掲げた、副業奨励から日語学校の設立までの多様な工作を実施して、流通統制の確立を整備した。1937年から1943年にかけては、従来の「農村経済救済工作」政策が縮小され、協和会は撫順県における農作物流通統制を経営する機関となった。撫順県協和会がこうした工作を実施できた原因は、撫順における在満日本人財界と撫順炭鉱の協和会運動との協力関係の強さにあった。30年代前半に大豆の出荷高を拡大しようとした撫順実業会は協和会に協力した。撫順炭礦は1932年の反満抗日ゲリラの攻撃のあと、治安の回復を目指して、協和会を支持していた。在満日本人の商工業界と撫順炭鉱による寄付と技術的な支援のもとで、県レベルの協和会は多数の工作を企画しそれを実施できた。撫順県協和

会のリーダー・丸川順助と農村有力者が取り組んだ恩顧主義的關係を通じて、撫順県協和会は農民に物資と便益の供給を行っていた。県レベル協和会組織と一般会員との連結機能を果たしていた農村有力者には、協和会へ加入することで従来の農村内の権力的な地位を維持できた。その有力人農民に従属する農家は、社会的経済的な不安定な状況の中、自らの土地所有を保護するため農家経営の改善を掲げた協和会に積極的に参加した。さらに、多数の朝鮮人小作人は開墾した水田に対する「小作権」を守る目的で、問事工作を重視する協和会に加入していた。しかしながら、農家経営改善工作が中止された1936年以降においても、協和会からの会員の著しい退出が確認できない。そのかわり、農民は協和会分会の政策展開への不満を発言したり、農村有力者は従来行われていた農家経営の改善工作の復活を協和会組織に請求した。他方、協和会が30年代前半に整備した農村有力者との関係に基づき、村レベルの農作物の蒐荷と必要品の分配などの農作物流通統制を実施することができた。

このように撫順県は農村社会において協和会はかなりの程度浸透できた事例であったが、第五章で検討してきた他の三つの事例の場合、村レベルでの協和会分会の設置は30年代後半を待たなければならず、撫順県と比して是等の地域では協和会が実施した農家経営の改善工作は規模が小さかった。言換えれば、他の地域と比較すると、撫順県協和会の組織的優位性が目立つ。一方、すべての事例では、協和会が浸透できるいくつかの条件は確認できる。すなわち、第一に、在満日本人の商工業者との協力があること、第二に、商人、大地主などの地方有力者が協和会職員として活用すること、第三に、協和会の組織末端の固有の組織力のあることはそれである。以上のファクターは撫順県だけでなく、南満州鉄道の沿線地帯・奉天省にあったので、撫順県協和会の類型が奉天省全体に一般化できると思われる。

他方、第五章では農村社会への協和会の浸透過程の多様性が浮び上がった。撫順県では在満日本人財界との連帯が、地方社会における協和会の浸透の重要な原因であった一方、吉林省榆樹県の地方協和会は異なる発展型を示した。すなわち、榆樹県の場合、協和会が日本人会員が少ないものの、短期間でしかも農村社会においてかなりの程度浸透できた。通化省輯安県榆林村と異なり、この地域の分会では協和会が中国人大地主を組織化することができたが、そして、榆樹県では会費が輯安県と比べてかなり高かった。流通機構の統制機関が整備されている中で榆樹県協和会が設立したことで、撫順県と同様にこの地域では協和会が統制化の指導機関ではなかった。他方、徴収した大金額の会費に基づき、榆樹県協和会県本部は賃銀を払って農民の動員を行っていたことによって、協和会会員を獲得できた。さらに、濱江省双城堡県協和会は別の農村社会への浸透過程を見せた。興農会と村公署とは殆ど区別できなくて、協和会の活動の企画と指導は協和会運動との関係が薄い日系指導者・本池史郎のもとであった。この場合、地方社会への協和会の浸透過程に対しては、同組織の地方機関の個別の予算がなく、都市部の経済界とのその関係の重要性が低かった。

## (2) 農村社会の変容過程と協和会に対する農民の意識

60年代末・70年代における協和会史研究は、満洲青年連盟・協和会の日本人指導部を中心にし、社会史、組織史の視点からの協和会の組織と活動を検討しはじめたが、協和会会員の大半を占めた中国人・朝鮮人の協和会会員は研究対象として外されていた。本論文では以上の研究課題を検討してきた。特に、本研究の事例研究から判断すると、満州国協和会に対しては農民が明らかな抵抗を行っていなかったことが分かる。それどころか、協和会が会員に提供した便益と農家経営改善策を獲得するために、会費を支払って積極的に協和会に加入

するケースもしばしばみられた。さらに、撫順県の事例に、協和会が遂行した農村工作が減少し農作物集荷の統制と動員の組織となった1930年代後半には、農民が協和会分会の政策展開への不満を発言したり、農村有力者に農家経営改善策の復活を請求することはあったが、協和会から脱会のケースはなかった。以上の協和会に対する農民の積極的な対応の背景には、20世紀前半を通じての変容があった。まず、大地主・地方有力者の動向を検討しておこう。清朝末の八旗制度の解体による家族分割の発生度が上昇した中、村内有力者の宗族の家産が子孫の間に分割された結果、有力者の経済的な基盤が著しく縮小してきた。さらに、清朝末・民国期における土地税制改革の実施以降には、土地売買契約と地券の検討に基づいた土地所有保証の二重構造の成立によって、土地紛争の媒介は土地整理事業機関などが担当する専門的な作業になった。そこで、農村内有力者は従来農村内の権力の印であった紛争解決の事業から排除されて、かれらの政治的な権力が損なわれた。以上の状況にあった大地主は協和会分会の指導階層として、不安定になった権力的な地位を維持しようとした。まず、分会の指導者としては農村有力者が県レベルの協和会から供給された物質・便益の会員への分配を経営していた。さらに、協和会中間・末端組織の指導部の一角を構成し、協和会分会の分会長や評議会会員の位置を占めた大地主は、「問事工作」を通じて土地、分家に関する紛争、又は農作物の統制政策に対する陳情の申し立てを受け、地券の鑑定などの解決しきれない紛争の件は県レベル協和会機関に伝達していた。これによって協和会分会の指導階層を構成する大地主・農村内有力者は村内の政治的な権力を再生産できた。

協和会会員の大半を占めたのは小規模の土地所有者であったが、小農はなぜ協和会に入会していたのだろうか。世界恐慌の影響で大豆経済が危機の状態に入った1920年代末から30年代中旬にかけて大豆価格の暴落のため農家経済は

著しい損害を受けた。次に、農作物流通統制政策の実施が本格的な段階に入った1938年以降には公定価格のもとで農民の収入は著しく限定されてきた。以上の厳しい経済状態の中で、「民族協和」の実現を掲げた協和会運動へ加入することによって、農村経済復興の目標を目剂した工作の便益を受けたり、または流通統制政策に関する陳情を申し立て、経済状況の困難を緩和しようとした。さらに、土地税制改革の実施以降において頻発していた土地所有に関する紛争、または満州国設立以降に台頭した朝鮮人小作人による小作争議のため、土地所有は不安定な状況に会った。そこで、土地所有者は多様な紛争を取扱った協和会へ加入して、土地所有を保証しようとしていた。

中国人地主と対称的に、朝鮮人小作人は「小作権」を保護するため協和会に加入した。満州国設立直後に満州国による商租土地の整理事業が進展する中で、朝鮮人小作人に貸付した土地の登録を避けるために、中国人地主は朝鮮人小作契約の更新を回避していた。そこで、小作契約から排除された朝鮮人小作人は、水田を開墾して耕作した水田に対する「小作権」を当局に訴えて、満州国協和会に小作契約の更新を陳情していた。以上のように、地主と小作人との関係が悪化し、両者の間では、耕作権の保存をめぐる紛争が発生したため、協和会を斡旋媒介事業を行える中間団体として認めて、解決を請願するため協和会に加入した。

### (3) 「満州国」の経済政策と協和会の活動

近年、満州国の生産力構造に関する実証面での研究が進展してきた。特に、従来の通史的な研究と異なり、近年の研究は経済統制化政策が本格的な段階に入った1930年代後半期において、満州国の農産加工工業を中心とする生産力が

上昇してきたと実証してきた。そこで、40年代において流通統制政策の実施過程が挫折した従来の捉え方と異なり、地域社会において満州国の経済政策を浸透させようとした地方支配機関の組織的特徴と実績を再検討する必要がある。本研究は協和会地方機関が「満州国」の経済政策の実現に対してどの程度寄与できたのだろうかという課題を取り上げた。村レベルにおいて協和会が流通統制化に対する指導的な立場を占めたのは、かなりの程度浸透できた地域のみであった。第五章で検討の対象となった四つの村の間では、撫順県だけでは協和会が農作物の収穫と必要品の分配を村レベルで経営していた。また、撫順県以外の三つの場合、村レベルにおいて経済統制化政策は行政村と警察により実施され、協和会は警察との補完的な位置を占めたのである。他方、協和会が支配的であった地域では、協和会による流通統制化の経営は農作物の集荷の業績を上げた。なぜなら、撫順県の事例で確認できるように、満州国産業部系の農事合作社と異なり、協和会は「問事工作」によって農民の陳情を引き受けて満州国に要求された集荷負担の分配を調整したことで、農民の抵抗を押さえたことは考えられる。

かなりの程度浸透できた地域において協和会が実施した多様な工作は、新しい会員の獲得という意味をもったのみならず、満州国の満洲経済「開発政策」の地方での実現も目標にした。例えば、撫順県の場合、「満州産業開発五カ年計画」の対象となった米の増産は協和会の課題となった。特に、撫順県協和会は水稻耕作に必要な農業用水路の整備と米作の増産を目的とした水利合作社を設立し指導していた。ただし、経営の問題のため、協和会系の水利合作社は撫順県における水田開発を進展させなかった。そこで、撫順県における水田開発の事例が示唆するように、技術的な知識の不足のため、協和会の地方指導者は経済開発に寄与できなかつたと結論できる。